厚生労働省「雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)のご利用にあたっての求人者向けリーフレットが公開されました」

令和7年4月施行の職業安定法施行規則の改正等を周知するために、求人者向けに以下のリーフレットが公開されました。職業紹介事業を安心してご利用いただくために、紹介所においても適宜ご活用ください。

■ 求人者向けリーフレット

- 労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう
- ・職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント
- 「人材サービス総合サイト」をご活用ください
- 民間人材サービス(職業紹介、募集情報等提供)を利用する際の留意点
- ・採用した労働者について、複数の求人サイトから成功報酬(手数料)を 請求されるケース、
- ・ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けるケースが増えています。
- ・募集情報等提供事業者(求人募集サイト、人材データベース等)が新た に遵守すべき事項

■ 医療・介護・保育・幼児教育施設などで人材を募集している皆さまへ

- 雇用仲介事業者(職業紹介、募集情報等提供)を安心して利用するために
- ・有料職業紹介サービスを利用する際の注意点

参照リンク

- ・「雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)のご利用にあたって」
- 「人材サービス総合サイト」